

---

プロジェクト	IASB 情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損」に対するコメント案の検討
項目	第 508 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 508 回企業会計基準委員会（2023 年 8 月 24 日開催）において、IASB 情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損」に対するコメント・レターにおける対応方針案について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （質問 1：減損）

2. 予想信用損失の見積プロセスが複雑化していることに関する懸念に関して、それによる弊害や IASB に求める具体的な対応についてもコメントするのがよいと考える。

### （質問 3：信用リスクの著しい増大（SICR）の判定）

3. 我が国では債務者単位での信用リスク管理を基礎としており、SICR の判定において債務者単位での信用リスク格付けの変化をどのように活用すべきかに関するガイダンスや教育文書の追加を IASB に求めるのがよいと考える。その際、想定外の内容とならないように、コメント内容は慎重に検討する必要があると考える。

### （質問 4：予想信用損失の測定）

4. マネジメント・オーバーレイ等による調整は IFRS 会計基準の原則主義の枠組みのなかで認められている方法であると考えられるため、そのような調整があることを基準において明示することを求めることが考えられる。

### （質問 9：信用リスクの開示）

5. マネジメント・オーバーレイ等による調整は、現行実務における開示水準ではその内容を把握することは困難であると考えており、開示情報の拡充についてコメントすることによりよいと考える。

6. 信用リスクの評価は企業の見積りに基づくものであり、企業間で比較することが本来的に困難な領域であるため、財務諸表利用者が理解しやすいように企業ごとに開示の拡充を図っていくことが有用であると考え。このため、作成者の観点からは、基準により開示要求事項を細かく定めるよりも、開示に関する現行の枠組みの中で開示の拡充を行う方向でコメントしていくことがよいと考える。
7. 財務諸表利用者の観点からも開示のベスト・プラクティスを示すことは重要であると考えており、このような取組みを IASB が証券監督者国際機構（IOSCO）等と協働して進めていくことがよいと考えており、この点をコメントするのがよいと考える。

以 上